

# ●第3章 基本計画

## 1. 基本計画の枠組み

### 《計画の目標像》

波多野家偲ぶ二村に紅葉の大国寺、清流住吉川にホテル飛び交い、丹波霧が育む力丹波の茶処

### 「丹波の茶処庭園の里：味間奥」を目指して

①茶畑と共生するさと ②歩いて自然と歴史にふれあえるさと ③心豊かな交流のさと  
—茶畑はみんなの庭園、紫雲にのって味間奥の心をみんなで満喫しよう—

### 《計画の基本方針》

#### ① 茶畑と共生する里づくり

- 営農環境の保全維持
- 茶畑の保全維持
- 眺望性（ビューポイント設置）に基づく修景整備
- 介在農地の保全修景

#### ③心豊かな交流の里づくり

- 交流の拠点づくり
- 茶工場の修景整備（茶工房サロンの設置）
- 

#### ②歩いて自然と歴史に触れあう里づくり （緑の散策ネットワークの形成）

- ◆里山
  - シンボリックな森づくり（四季の森、木立の森、熊野の森、金山の森 等）
  - 登山・遊歩道（修験体験道）の整備
  - 林辺の広葉樹林化
  - 山の神や行者地藏等の山裾資源の修景スポットづくり
- ◆河川緑地
  - 河畔緑地（ため池・谷川等の水辺）の保全維持
  - 小峠・住吉川の遊歩道整備
  - 堤防護岸の保全的活用
- ◆農地・茶畑
  - 畦道散歩道の整備
  - 眺望スポット（ビューポイント）の設置
  - 接道農地の修景整備



### 《基本計画の枠組み》

	保全区域	農業区域	集落区域	特定区域
■土地利用計画	○河川緑地の保全管理	○営農環境の保全維持 ○茶畑の保全修景	○集落居住環境の保全整備	○開発誘導ゾーンの設定
■いえ・にわづくりガイドライン	・眺望する視点場として位置づけ、それを活かした屋並づくりへ誘導 ・河川緑地の保全維持	・眺望視線の確保 ・茶工場の修景整備	・施設の分節化 ・数値（絶対）基準と配慮（定性）基準	
■緑の散策ネットワーク計画	・緑の降格緑地軸の位置づけ ・遊歩道の修景整備	・緑地環境フレームの設定 ・小樹林地・畠の保全	・緑の散策道の設定	・参道と河川・畦遊歩道とのネットワーク化
■緑化修景計画	・開放性を活かした散歩道の整備	・畦道の修景維持 ・水路の修景整備	・既存小樹林の保全活用 ・庭木の保全維持 ・農地側への修景緑化 ・接道塀際緑化の推進	・緩衝地ゾーンの重点的緑化 ・接道緑化の推進 ・景観木植栽の奨励
■アクションプログラム	・散歩道の整備	・集落営農協議	・接道街路等の緑化 ・大規模建築物等の緑化	・玄関部接道緑化の推進

## 2. 土地利用計画

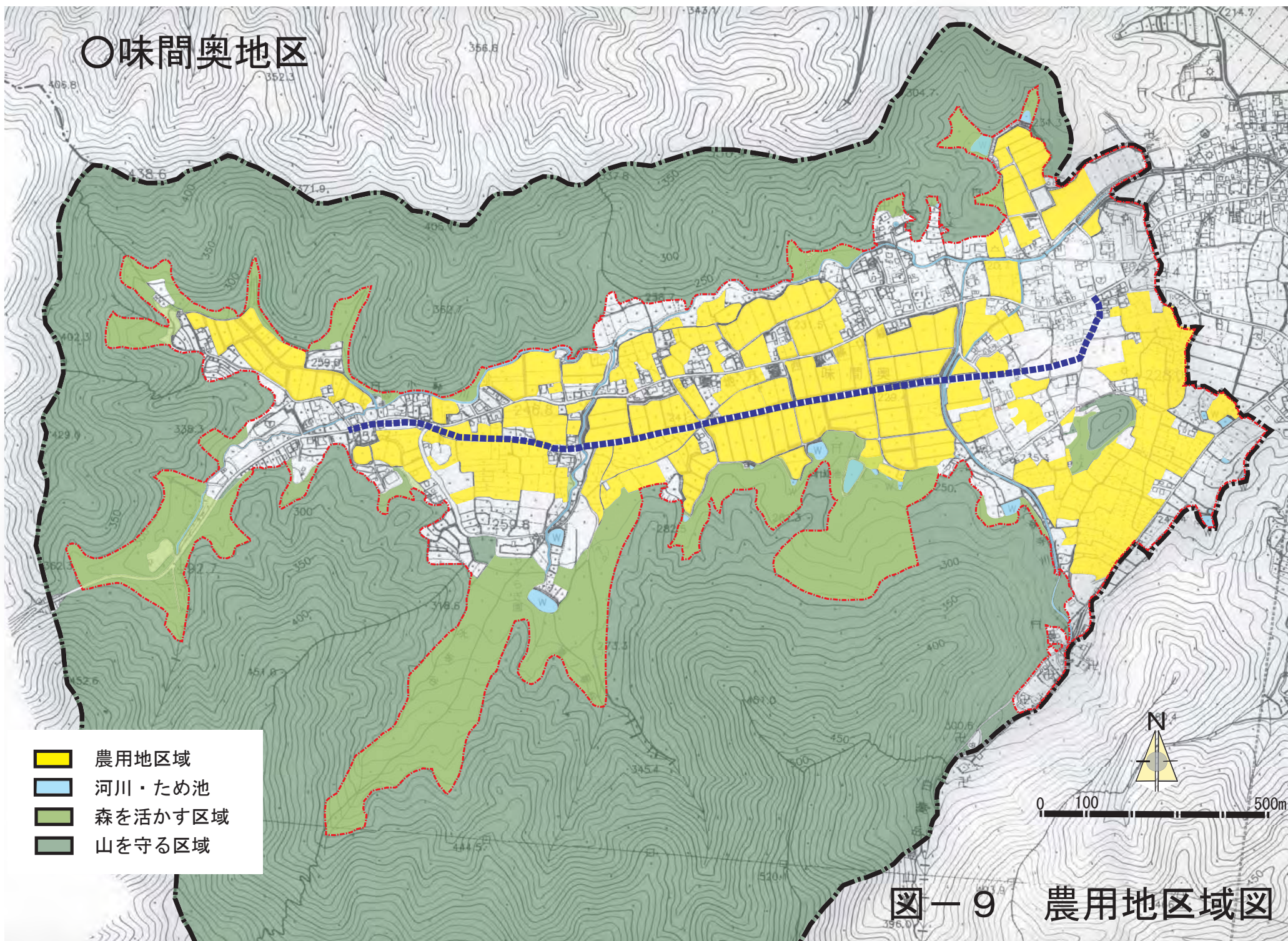
### ■土地利用計画の枠組み（ゾーニング）

味間奥地区の土地利用ゾーニングは、現在の土地利用の状況を踏まえ、将来の地区の総合的な土地利用の方向性を示すものである。したがって区内を面的にゾーン区分するのは、現在の用途や土地の機能に応じて区分するのではなく、将来の土地利用の方向性や今後の住民による取り組み意図を反映したものにする必要がある。味間奥地区では、次の4つにゾーン区分している。各ゾーンの内容と特徴は、表-12のとおりである。

表-11 味間奥地区の土地利用区分

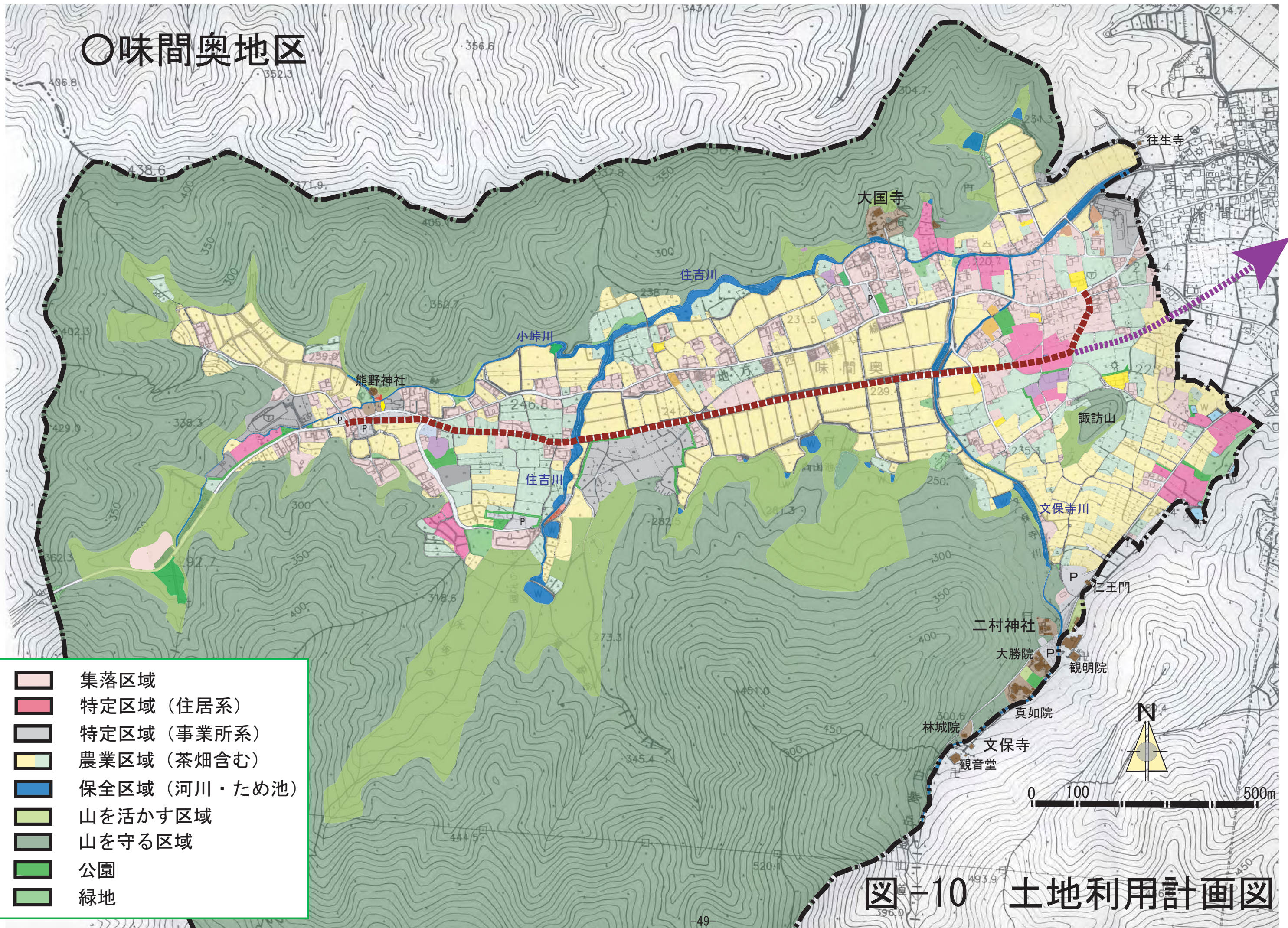
	主な対象 (要素)	位置付け	方向性
<b>森を守る区域</b>	里山林	里山林、山地林	登山道沿いの落葉広葉樹林化と適正管理 山林の粗放管理
○森林を保全し、原則として開発を行わない区域。			
<b>森を活かす区域</b>	山裾樹林	山裾の樹林地	樹林地の適正管理 落葉広葉樹林化 竹林の適正管理
○里と森を結ぶ接点として四季感豊かな里山林に再生を目指して在来種を中心とした広葉樹林化を図り、竹林が繁茂しすぎないように樹木の適正な維持管理を図る区域。			
<b>保全区域</b> (河川緑地保全管理区域)	住吉川・小峠川	豊かな自然 水辺の散策空間	水辺の生きものの生息環境の保全 散策道の修景整備
○河川や堤防緑地、河畔林等の有する自然環境の保全維持に努め、今日まで継承してきた河川沿いの良好な自然環境の継承を図る。治水に努めながら渡し場として活用し水辺と共生してきた伝統的な水辺緑地景観の保全維持を図り、住民の自然とのふれあいや散策利用に資する区域。			
<b>農業区域</b> (田園農地継承区域)	農地	営農農地	広がりある農地の保全維持
○まとまった優良農地の保全に努め、将来にわたって味間奥の農業生産基盤として営農環境の保全・維持に努める区域。田園の広がり特に諏訪山周辺ややすらぎ園周辺からの茶畑への眺望景観の継承を図る。			
<b>集落区域</b> (集落居住区域)	集落家屋立地	集落居住地	良好な集落居住環境の保全・維持
○田園と調和するゆとりあるたたずまいを継承しながら良好な住環境形成を図る区域。地勢の高低差を活かしたまとまりある近隣領域を継承するとともに裏庭に分布する畑地や茶畑、クリ園を生産緑地として保全活用し、オープンスペースや身近な自然環境として、ゆとりある住環境の維持継承を図る。接道部の景観的な修景整備を通して、近隣のまとまりを活かした新しい生活環境形成を目指す。			
<b>特定区域</b> (住宅系)	道路沿い	新興住宅地	既存集落と調和した住環境整備
○既存集落と調和のとれた一体的な住環境形成や新しい良好な生活環境の創造を図る区域。まとまった住宅地には公園を配するとともに周囲の茶畑や農地越しの眺望景観に配慮した修景を図る。			
<b>特定区域</b> (事業所系)	既存事業所	事業地	安全な産業基盤の整備・景観向上
○工場・事業所（跡地含む）を中心に地域の活性化や若者の定住に資する産業の育成、商業施設や事業所等の企業誘致を図る等、特定の用途に誘導する区域。			

# ○味間奥地区



図一 9 農用地区域図

# ○味間奥地区



- 集落区域
- 特定区域 (住居系)
- 特定区域 (事業所系)
- 農業区域 (茶畑含む)
- 保全区域 (河川・ため池)
- 山を活かす区域
- 山を守る区域
- 公園
- 緑地

図-10 土地利用計画図

## ■立地可能な施設の用途

表-12 ゾーン別施設可能な建築施設の用途

(1/2)

施設区分		保全区域	農業区域	集落区域	特定区域 住宅系	特定区域 事業所系
大区分	小区分					
居住用施設	農家住宅	×	○	○	○	×
	分譲住宅	×	×	×	○	×
	一般住宅	×	×	○	○	×
	共同住宅（長屋）	×	×	×	×	×
宿泊施設	別荘	×	×	×	×	×
	ペンション	×	×	×	×	×
	旅館・宿泊施設	×	×	×	△	×

農業関連施設	農業用倉庫	×	○	○	×	×
	農業出荷施設	×	○	○	×	×
	農業生産加工施設	×	○	○	×	×
	畜舎	×	△	×	×	×

交流施設	交流活性化施設	×	○	○	○	×
	貸農園	×	○	○	×	×
公益施設	交番・消防署	×	×	○	○	×
	集会所・公民館	×	×	○	○	×
文教施設	学校	×	×	×	○	×
	ミニ美術館、 展示ギャラリー	×	×	×	○	×
	進学塾	×	×	×	○	×
医療福祉施設	保育所	×	△	×	○	×
	老人福祉施設	×	△	×	○	×
	病院・診療所	×	×	×	○	×
宗教施設	神社・寺院、教会	×	×	×	×	×

施設区分		保全区域	農業区域	集落区域	特定区域 住宅系	特定区域 事業所系
大区分	小区分					
商業施設	コンビニエンスストア	×	×	×	○	○※2
	日用品店舗	×	×	○※1	○	○
	喫茶・レストラン	×	×	×	○	○
	風俗営業施設	×	×	×	×	×
	事業所・事務所	×	×	○※1	○	○
	自動車販売店舗	×	×	×	○	○
	ガソリンスタンド	×	×	×	×	○
	カラオケボックス	×	×	×	×	○
	運送業施設	×	×	×	×	○

工場	大規模工場※	×	×	×	×	△
	小規模工場※	×	×	×	×	○
倉庫等	業務用倉庫	×	×	×	×	○
	モータープール	×	×	×	×	○
	資材置き場	×	×	×	×	○

※1：住宅兼用施設とする。

※2：幹線道路沿いに限り立地を許可する。

※大規模工場：建築面積 1000 m<sup>2</sup>以上、小規模工場：建築面積 1000 m<sup>2</sup>未満

※分譲住宅は、業者が建売等として不特定多数に供給する住宅で事前に住み手が決まっていない住宅も含む。

※一般住宅は、開発行為前に住み手が決まっている住宅のみ。

※上記以外の建築物については、丹波の茶処味間奥里づくり協議会の同意を得ること。

○：立地可能施設
×
△：地区説明会を開催し味間奥里づくり協議会及び篠山市の同意を得ること

### 3. いえ・にわづくりガイドライン（建築基準）

#### ■いえ・にわづくりガイドラインの考え方—数値基準と配慮基準

丹波地域の集落には、それぞれの集落で共通のイメージがあり、そのイメージはそこに住む人にとって「ふるさと」や「わがまち」といった意識の拠り所となっている。長い時間をかけて形成されてきた集落のイメージは、農業を営む共通の生活スタイルの上に安定した土地利用と成熟した生活慣習や社会環境の上に形成されたものといえる。現在のように多様なライフスタイルや様々な建築工法や材料選択が可能な社会では、最小限必要なことを定めた法律規約だけを守っていても良いまちなみや共通の集落イメージは形成できるものではない。共通のイメージを醸し出す街並みを形成するためには、「計画を作ってみんなで実行する」ことが必要であり、その上に独自の「街並みへの配慮と創意工夫」を自分の敷地の中で行っていくことが求められる。それは街並みや集落イメージは、単に秩序だけを備えていれば良いというものではなく、調和した秩序の中に豊かな住み手の表情を合わせ持っていることに他ならない。

味間奥地区では、茶の里として定住するふるさとにふさわしい田園と調和した新たな環境形成を図る視点から基準化を計るものとし、ここでは主に味間奥地区の街並みの調和した秩序をつくる「数値基準—建築基準」と自分の敷地で近所や街並みへの配慮を踏まえて創意工夫を行う「配慮基準—いえ・にわづくりガイドライン」の二つの側面から味間奥地区にふさわしい基準を次のように定める。

#### ■建築基準（数値基準）—表-13

##### ○建築物の高さ、規模等のボリューム感に関わる数値基準

- ・最低敷地規模—建築物の建築、特定工作物の建設、土地の区画形質形状の変更等を行うための最低限の敷地面積
- ・建蔽率—敷地面積に対する建築面積の割合。
- ・容積率—延べ床面積の敷地面積に対する割合。  
容積率 200%であれば、50 坪の敷地に延べ 100 坪までの建物が建てられるということ。なお、敷地の前面道路の幅員が12m未満の場合、その幅員によって規制され、住居系の用途の場合、前面道路の幅員のメートル数に 0.4 を掛けた割合を適用する。前面道路幅員4m の場合、容積率は  $4\text{m} \times 0.4 = 1.6$  つまり 160%となる。
- ・絶対高さ—建築物の最高部の高さ、塔屋部含む
- ・建築壁面の位置—建築物の壁又はこれに変わる柱や工作物の面の位置(前面道路際からの距離、長屋門等建築物に付随する門塀は含む)
- ・緑比率—開発面積に対する樹木や低木、芝生等の緑で覆われた土地の面積の割合(既存緑地含む)。
- ・接道緑化率—道路に接する敷地の接道部のうち緑で覆われた延長距離の割合。接道部全延長を 10 とし、生垣等の緑で覆われた部分の距離を7とすると接道緑化率は 7/10 となる。
- ・空地面積—敷地面積から建築面積を引いたもの。

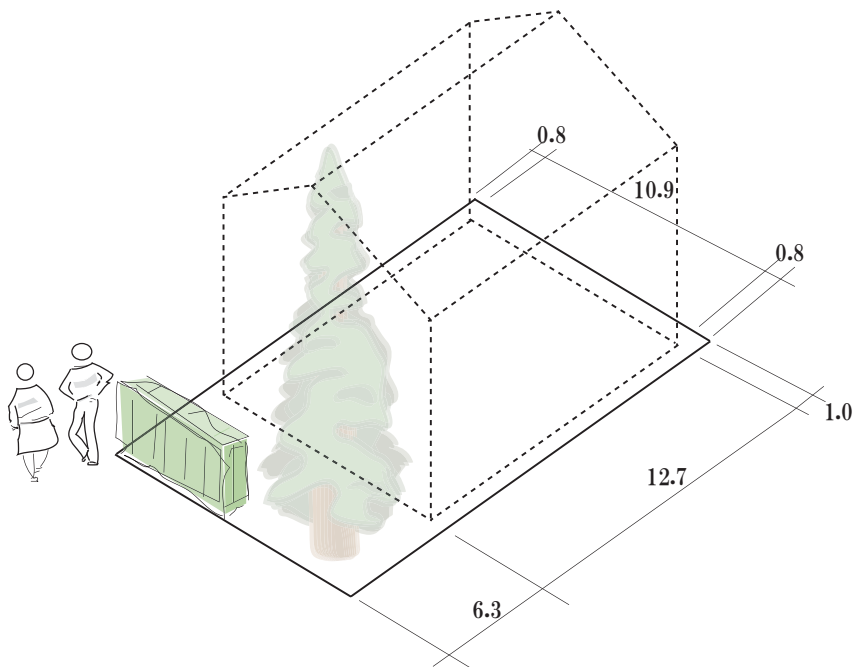
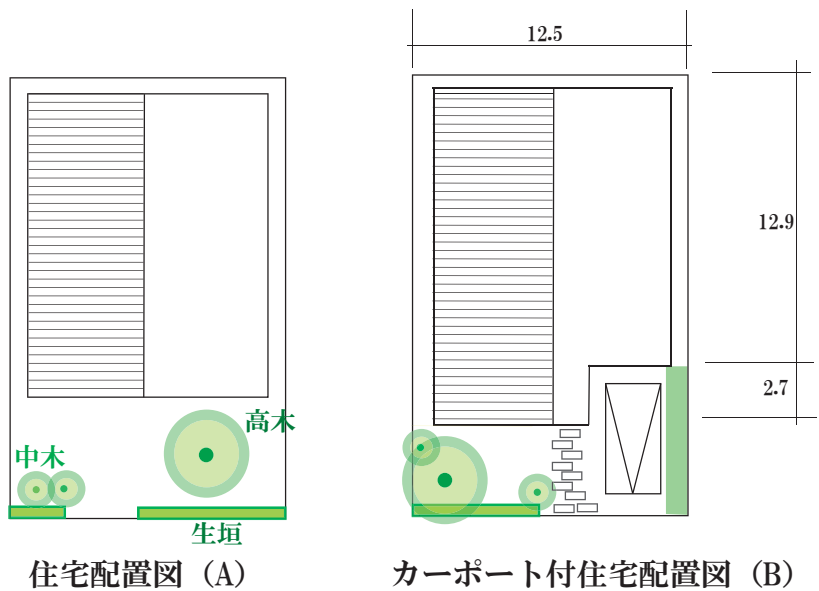


図-11 敷地面積250㎡、建蔽率60%の住宅地模式図



住宅配置図 (A)

カーポート付住宅配置図 (B)

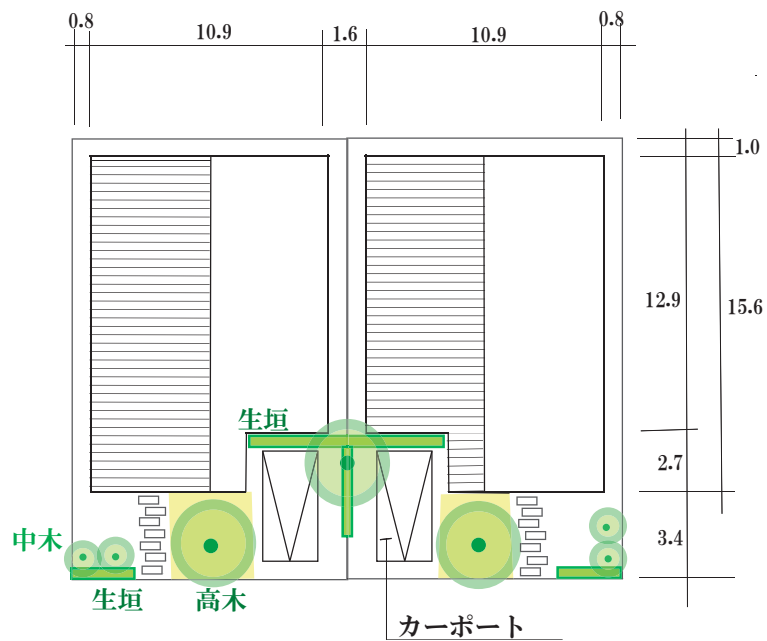


図-12 二戸一カーポートの住宅配置図  
(建蔽率60%)



## ■建築（いえ・にわづくり）基準一覧

（表-13 建築基準一覧）

地区区分		農業区域	集落区域	特定区域 (住宅系)	特定区域 (事業所系)
最低敷地規模	緑条例	宅地面積250㎡以上			
	味間奥	敷地面積300㎡以上	敷地面積250㎡以上		敷地面積300㎡以上
建蔽率	緑条例	60%以下			
	味間奥	60%以下			
容積率	緑条例	(床面積500㎡以下)			
	味間奥	200%以下			
絶対高さ	緑条例	12m以下			
	味間奥	10m以下	12m以下		15m以下
建築壁面の位置	緑条例	—			
	味間奥	2m	1階 1.5m 2階 2m 3階以上 3.5m	1階 1.2m 2階 2m 3階以上 3m	1階 2.0m 2階 2.5m 3階以上 3.5m
堀の高さ等	緑条例	—			
	味間奥	1.4m以下	1.4m以下	1.4m以下	1.3m以下
		自然石等風化し、味間奥地区の景観になじむ素材とし、法勾配3分(1:0.3)よりも緩やかにする。			
※堀には生垣は含まれていない。					
緑化基準	緑条例	250㎡当り1本以上の高木、開発面積の20%以上			
	味間奥	空地面積に対する緑比率30%以上 ※開発面積800㎡以上については、接道緑化率6/10・開発面積100㎡当り1本以上の高木を併用			緑比率25%以上 接道緑化率7/10

## ■いえ・にわづくりガイドライン（配慮基準）—表-14・15

建築・工作物の定性基準は、集落全体の「大きなスケール」の土地利用への配慮から隣近所や自分の敷地に対する「小さなスケール」の配慮基準によって構成する。本計画では、建築物や工作物に関わるガイドライン（表-10）と植栽や外構に関わるガイドライン（表-11）に区分し、以下の「味間奥の景観配慮目標」に基づいた指針としている。

### ◇味間奥の景観配慮目標（味間奥は、こんな景観づくりを目指しています）

#### ○農業区域⇒広がる茶畑や家屋間に介在する農地と調和した施設づくり

- ・盛土は抑えて、田園風景と調和し、大地に溶け込む意匠に努める。

（※田園風景との調和：茶畑や畦等の水平線が基調となります。カキノキや栗林、畦畔木と調和するデザインを考えてみてください。）

#### ○集落区域⇒どっしりとした屋根のある緑豊かな風格ある邸宅づくり

- ・建物の総壁面やカーポートの露出は避けて、緑に囲まれた傾斜屋根のある意匠に努める。

（凹凸のない壁面ばかりが目立つ軒の浅い建物では、どっしり感は生まれません。屋根が大きく見えるように1階よりも2階は小さくし、生垣や庭木に囲まれた家づくりを考えてみてください。）

#### ○特定区域⇒緑で分節された屋根の揃った家並みづくり

- ・群として統一的な調和した意匠を奨励し、総2階の単調な壁面が連続するように周囲に露出しないよう、敷地周囲の緑化に努める。大地に根ざしたデザインとする。

（新興住宅地は数軒の家屋が並ぶように建ちます。一軒一軒よりも群として周囲の田園等に溶け込むデザインが重要です。コンクリートの上にピカピカの家々がバラバラの形状で並び壁面が連続して並んだように見えないよう、統一的調和のとれた形状のデザインで、周囲を樹木や生垣で囲み、壁面や屋根の見え隠れを演出し、家屋を取り巻く緑と一体となって連続する家並みを演出してみてください。）

※大地に根ざしたデザイン：敷地基盤をコンクリート擁壁で囲むと大地と家屋の間にコンクリートの帯ができてしまい大地と家屋が分断された印象となります。チャノキや畦が重なり合って輻輳する味間奥ではなおさらのことです。畦と同じようにできる限り土羽や石積みで敷地基盤を構成しましょう。）

### ◇配慮基準の構成

#### ○集落全体の土地利用等への配慮⇒位置等

- ・敷地の置かれている場所の性格を考え、茶畑や白髪岳への眺望性や街並みの連続性・地域の共通項等を大切にす。

#### ○隣近所への配慮⇒近隣建築物との関係、意匠（壁面、屋根、基礎又は土台）、色彩、外構、植栽等

- ・集落区域では隣近所の一体的環境の中で建て替えが行われる。この時街路の性格や隣近所の敷地や既存建築物への配慮を行い、積極的に調和や共通のゆとり等をつくるようにする。

#### ○自分の敷地への配慮⇒敷地、意匠（設備、材料）、駐車場、屋外広告物等

- ・敷地に建つ建物が単独でも景観的に優れた建物であることが望まれる。このため建築の外観デザインをうまくまとめ、付帯設備に気を配り、玄関や庭周りを中心に魅力を付け加え、住み手の個性の演出を図る。

■居住者用「いえ、にわ」づくりガイドライン早見表（集落区域）

項目	集落区域	備考
① 位置	諏訪山、大国寺等への眺望を遮らないように努める。	
② 近隣建築物の関係	周辺から突出した間口幅や規模としない。	
③ 敷地	造成は最小限度とする。	
④ 意匠	長大で単調な広大な壁面としない。	
⑤ 設備	露出を避け、見えにくい場所に設置し、できる限り建築意匠として処置する。	
⑥ 屋根	二方向以上のこ配屋根とする。	
⑦ 材料	地場素材やそれに類したものを主とする。	
⑧ 色彩	屋根は、明度の低い無彩色調のものとする。 壁面は、灰色、黒、茶系の落ち着いた色とする。（兵庫県の景観基準に準じる）。	
⑨ 外構	門や塀は隣近所の高さと揃え、安全な生垣や板塀、竹垣などできるだけ自然素材を用いる。フェンスはできるだけ緑で覆うものとする。	

※建築業者には詳細な票をお渡しください。

# 「いえ・にわ」づくりガイドライン

## ①建築物・工作物のガイドライン

表-14 建築物・工作物のガイドライン

(1/2)

項目	用途区分			
	農業区域	集落区域	特定区域 〈住宅系〉	特定区域〈事業所系〉
位置 (眺望視線の保全)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白髪岳や諏訪山、大国寺・仁王門への眺望を遮らないように努める。</li> <li>・農業区域のバイパスや幹線道路沿道では茶畑へ見通しに配慮した配置とする。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業区域と接する敷地では、集落区域を見通す眺望視線を確保する。</li> <li>・道路に沿って建物の長手方向が位置しないように努める。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落区域から農地越しに眺望される敷地では、主要な眺望視線に配慮した配置、規模とする。</li> </ul>			
近隣建築物との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈近隣に建物が位置する場合〉</li> <li>ア) 突出した間口幅とならないよう雁行型配置や分節デザインを行う。</li> <li>イ) 対面建築物と出入り口部同士が正面にこないよう左右にズラす。</li> <li>〈農業区域と接する場合〉</li> <li>・蔵(倉)以外は農地側に緑を配し、建物の見え隠れを演出する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の角地や隣棟間に緑を配し、建物の連続性を抑える。</li> <li>・隣接施設との屋根高の調和に努める。</li> <li>・突出した間口幅としない。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造成は必要最小限とし、傾斜する地勢を尊重し、周辺地形になじむように努める。</li> <li>・法面が生じる場合は、地場の石積み等の自然素材を利用する。</li> <li>・高さ0.8m以上の法面や土留め擁壁等は、原則禁止とする。</li> </ul>			
敷地				<ul style="list-style-type: none"> <li>・小広場を設けるなど地域に開けた施設配置とする。</li> </ul>
意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長大な無窓等、単調で広大な壁面としない。</li> </ul>			
	壁面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・田園と調和し、水平美を基調とした意匠とする。</li> <li>・単調な壁面が目立たぬよう雁行型平面や分節化を行う。</li> <li>・出入り口部は陰影の深い外観意匠とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接道部の空間確保に努めセットバックする。</li> <li>・1階については軒高や町並み意匠の連続性に配慮する。</li> <li>・2階以上は、隣棟間の空間確保に努める。</li> <li>・接道部は、縦格子等懐かしさや親しみの持てる意匠とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑と調和しやすい陰影のある軒の深い外観意匠とする。</li> <li>・2階以上は、隣棟間の空間確保に努める。</li> </ul>
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁面や軒裏、屋根面に露出させないように設置する。外部露出する場合は、設置する壁面や屋根と同色又は建築意匠としての処置を講ずる。</li> </ul>			
付属建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁、屋根等の形態・材質・色調を主要建築物と同等もしくは調和の取れたものとする。</li> </ul>			

項目		用途区分			
		農業区域	集落区域	特定区域 〈住宅系〉	特定区域〈事業所系〉
意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>二方向以上の勾配屋根を原則とし、周囲に溶け込むようにする。</li> <li>壁面よりも屋根の存在感を高める意匠とする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>塔屋等も擬似屋根的な処理を原則とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根やフレーム、棟飾り等で軽快なスカイラインとなるように配慮する。</li> <li>陸屋根の場合はできる限り高さを抑える。</li> </ul>
	基礎 又は 土台	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕上げ面を石積み意匠とするなど、周辺と調和した材質感やファサード意匠とする。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲に圧迫感を与えないよう立ち上がりを低く抑える。</li> </ul>
材料		<ul style="list-style-type: none"> <li>外部仕上げ材には、板、漆喰、石組み等の地場素材やそれに類した素材を用いる。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>金属やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合は周囲への反射方向に留意する。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>経年変化により、見苦しくならない素材を選択する。</li> </ul>			
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の田園環境に調和する落ち着いた色調に努める。</li> <li>基調となる色はけばけばしくならない色彩とする。</li> <li>けばけばしくならない色彩範囲は、兵庫県の景観形成基準で用いているマンセル色素系において概ね次のとおりとする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 10YR (橙) ~ 5Y (黄) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下、明度4~6</li> <li>(2) 5Y (黄) ~ 10Y 系の色相を使用する場合は、彩度3以下、明度4~8</li> <li>(3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下、明度4~7</li> </ul> </li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>シンボルマーク等の目立つカラフルな色彩は、建築立面積に対し10%以下とする。</li> </ul>
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>瓦の屋並みや緑と調和する低彩度の落ち着いた色調に努める。</li> <li>*彩度：10Y~5YR 及び 10BG~7.5PG までの色相は、3以下、他の色相は1以下の無彩色に近い低彩度とする。</li> <li>*明度：全色相4以下</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁基準に準じる。</li> </ul>

表-15 植栽及び外構に関するガイドライン

項目	用途区分			
	農業区域	集落区域	特定区域 <住宅系>	特定区域<事業所系>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域環境に適した在来種を選定し植栽する。</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四季を感じさせる植栽や等周辺の茶畑や既存樹林・樹木と調和する植栽に努める。</li> <li>・主要な視点場や街路からの眺めに配慮し、敷地内にシンボルツリーや景観木の植栽に努める。</li> <li>・緑の散策ネットワーク図に基づき、生活緑道沿いや緑の拠点沿いの植栽に努める。</li> <li>・敷地内の既存樹木（高さ5m以上）は伐採しない。やむ終えない場合は移植に努める。</li> <li>・特に接道部や水路沿いの植栽に努める。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然植生を踏まえ、敷地内に高・中・低木を適切に配置し、田園緑地環境との調和に努める。</li> <li>・農用地との境界には植樹帯を設け視覚的な分節を図る。</li> <li>・立地環境に対応してパーク、ネイチャー、ガーデン、遮蔽緑地等の植栽テーマを定め、地域と対話する施設緑地の整備に努める。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地との境界部では重点的に緑化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接道部や玄関前の植栽修景に努める。</li> <li>・生垣を奨励する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄関前のシンボルツリー植栽と門脇の草花壇の設置を奨励する。</li> </ul>	
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接道部や農地境界部は、位置、植栽、門、塀の意匠等に配慮し、周囲から自動車が見えにくい構造とする。</li> <li>・透水性舗装を奨励する。</li> <li>・接道部の緑化に努める。</li> </ul>			
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・外周部はできるだけ緑化に努める。</li> </ul>
外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁は軒瓦等を配した意匠を奨励する。</li> </ul>			
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉鎖的ではなく周囲に開き、周囲から見通しのきく外構意匠とする。</li> <li>・敷地周囲に塀やフェンスを設ける場合は、セットバックし緑地の背後に設ける。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川、水路、農地等と接する場合は、自然景観と調和した印象となるよう配慮する。</li> <li>・石積み等の地場の素材や塗り壁・築地塀等の在来工法を継承した意匠とする。</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・田園環境と調和した修景整備に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水路や農業用水路の暗渠化は避け、潤いのある環境整備に努める。</li> </ul>		
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案内板・広告物等の掲出物は、周囲の町並みや環境と調和した意匠、形状、材料に努める。</li> <li>・のぼりは期間限定で「茶の里味間奥まちづくり協議会」の許認可したもののみとする。</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立つ派手な（概ねマンセル色要素の彩度10以上）色は、原則禁止とする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立つ派手な（概ねマンセル色要素の彩度10以上）色数は、2色以下とする。</li> </ul>	

## 4. 緑の散策ネットワーク計画

### ① 四季の変化と人との出会いを楽しむ散策周遊路

来訪者だけでなく、住民が日常的に繁茂に利用し、四季を愛で、コミュニティを育む安心、安全な散策道として800m～1500mを目安にそれぞれの地域を循環する周遊路を設定する。ここでは、住吉川と文保寺川が南北に流下する区間で、分節化される味間奥地区の地勢的なまとまりに配慮しながら、集落家屋を中心に日常的に散歩や散策を通して四季の風景を楽しむ散策周遊路(循環道)として6つの周遊路を計画している。それぞれの循環ルート毎に景観的な特徴や地域資源を活かして修景テーマを設定し、四季の風景を楽しむ特徴のある循環道として設定している。

#### ○ホタル周遊路

・奥右衛門谷の周遊路で熊野神社を中心にノブキ生息する棚田の田園風景を楽しみながら、山裾と谷川沿いを楽しむルートとして設定している。味間奥の源流域に当たる谷筋であり、夏には味間奥地区で最もホタルが生息していることから、ホタルの観察路としても機能するトレイク型の修景整備を図る。



ホタルが生息する奥右衛門谷の水路

#### ○草花周遊路

・小峠川沿いの畦と旧阿草道で構成する周遊路で旧阿草道の南側には、茶畑が全面に広がる区域である。面的に開ける茶畑と小峠川沿いの素朴な農地のたたずまいが対照的な散策道のルートとなっており、茶畑の眺望風景を楽しむと同時に、四季の変化に乏しい茶畑とは対照的に畦に生育する彼岸花やタンポポ、七草等の草花や小峠川沿いの竹林を楽しむ周遊路として修景整備する。



小峠川沿いの畦から望む景観。存在感のある畦を活かしてヒガンバナ等の草花で修景したい。

#### ○畦道周遊路

・味間奥の原風景である散居のたたずまいが色濃く残る区域で、稲掛の畦畔木や住吉川沿いの水辺を特徴づけながら、家屋の庭木と一体的な畦畔等の緑豊かな環境と住吉川沿いの田園風景を楽しむ周遊路として修景整備する。

#### ○大国寺周遊路

・大国寺の参道を中心に住吉川沿いに残る茶畑を散策するコースで、華やかな表道としての参道と陰となる裏道的な住吉川沿いと稲木の残る生活景のたたずまいが対照的で味わい深い周遊路となる。参道は、アカデミックに華やかに来訪者向けの案内板等を設置するなど、空間のたたずまいに合わせて対照的な修景整備を図る。

#### ○源左衛門周遊路

・東側の玄関部を構成する家屋を中心に、集落の入り口部に残る茶畑を巡るコースを設定している。バイパス沿いへ誘致する商業施設ともネットワークするように意図しており、高城山への眺望性を生かしながら、今後新たに整備されるバイパス沿いの沿道土地利用の整除に合わせて、修景整備する散策路である。



大国寺の参道を中心に散策用の循環道を構成したい



味間奥の玄関部というべき諏訪園の店舗前から望む茶畑。



諏訪山西側の扇状地から望む味間奥の里の風景。味間奥をほぼ一望することができる。

### ○諏訪山周遊路

・諏訪山の周囲を循環する周遊路。諏訪山周囲の扇状地から緩やかに俯瞰する田園風景は素晴らしく、一幅の絵を構成する味間奥の里の情景が見通せる。加えて向山から諏訪山周囲は、昆虫等の生き物が豊富。そうした生き物とふれあいながら、田園風景や畑の収穫を楽しむ周遊路として西側の茶畑と東側の農地のコントラストを生かした修景整備を行う。

### ②自然の風景を楽しむ遊歩道

自然の景色を楽しむ散策道として人家の少ない山野を中心に 4 つのルートを設定している。春と秋の行楽シーズンや週末などの散策に適したルートであり、いずれも人工的な修景は避け、より自然的な修景を図る区域で、どちらかといえば、林床部を中心に修景整備を図るルートである。

### ○住吉川遊歩道

檜の大木でおおわれている水坂の山の神へ至る住吉川沿いルートで、住吉川沿いの竹林と急流を楽しみながら、水坂の下池、上池を経て、湿潤な緩斜面のヒノキ林の中にある山の神に至るコース。池畔を中心に住吉川沿いの堤防法面や畦を活かして遊歩道を整備する。



扇状地から望むと家屋の壁面は畦に埋没し、屋並のみが俯瞰される。広がる茶畑と藁の屋並は味間奥でしか味わうことのできない独特の風景となっている。



諏訪山裾部には、小祠も分布している。四季の農作物や生き物等、資源は豊富だ。

### ○山野辺遊歩道

人家のない向山の山裾の林辺や中小のため池を結び諏訪山に至るコース。林辺部やため池池畔の修景整備を行い、田園風景の眺望性に配慮しながら生息する生き物の案内板やベンチ等の修景整備を図る。





住民の手によって既にベンチが整備された処もある。のどかな田園風景の広がる田路～向山は、集落への眺望も秀でている。



山裾には、小さなため池が多数分布している。畑の花弁と水辺で、アゲハ類やトンボ類が数多く飛来している。

### ○田園遊歩道

旧阿草道と並行する数少ない裏道の農道で、大国寺の参道から茶の里会館を経て畦畔の残る畦道周遊路に至るルート。緩やかに弧を描く農道にカキノキ等の畦畔木が残っていることから、人工的な修景は避け、できる限り自然的な修景整備を図る区域。家屋や会館周りも自然的な修景を推進したい。

### ○金山遊歩道

水坂のミニ公園である「金山の森」から金山の採掘跡に至る遊歩道。林床植栽としての花卉や遊歩道沿いの花木等の補植を行いながら、遊歩道としての案内板等を設置し、修景整備する区域。

## ③風情あるたたずまいを構成する散策小径

味間奥地区で最も特徴的な景観を有する区域の散策道として、地区の景観に配慮し、特徴的な風景を味わう散策道を整備する。来訪者が風景を満喫しながら散策する空間であると同時にそれぞれの特徴的なたたずまいを維持継承するための視点場（監視）としても機能する地域の生業や自然等が育んできた散策の小径である。

### ○茶畑の小径

・住吉川沿いの茶畑を縦貫する小径として、茶の歴史や栽培・生産工程等が理解できるトレイユ（観察園路）として整備する。栽培作業や出荷時には、関係者以外は立ち入り禁止を行う修景園路として質の高い園路整備を行う。



文保寺の小径

### ○文保寺の小径

・文保寺川の清流と築地塀の連なる文保寺登山道に至る沿道空間を生かして参道の坂道にふさわしい清楚な木漏れ日の小径を継承する。



史跡の小径

### ○史跡の小径

・波多野家ゆかりの施設（満願寺跡、御霊神社、波多野秀治の墓）を結ぶ散策の小径を整備する。木立の林床部を活かして歴史感を増幅する大径木の森づくり（木立の森）を整備する。



水辺の小径

### ○水辺の小径

・水量に乏しい住吉川にあって、年間を通して流れが形成されている住吉川と文保寺川が合流する下流部沿いの沿川を水辺の小径として修景整備し、季節

感のある川沿いの散策空間を創出していく。

#### ④登山道と連結道

これまでの散策空間を味間奥の谷筋全体としてネットワークするため、相互に結ぶ連結道と白髪岳に至る登山道として修験道の入口でもあった文保寺登山道と水坂の行者地藏から白髪岳に至る水坂白髪岳登山道を位置づけ、登山道沿いの除間伐等の森林管理と案内板等の整備を行う。



山の神へ向かう登山道。



畦を歩く史跡の小径



史跡の小道から望む水田地の風景。



文保寺の小径



文保寺の登山道



花木が植栽されている金山遊歩道

## 5. 緑化修景計画

### ①地区で取り組む修景緑化プラン

田園の眺望風景の背景に位置する施設等の修景緑化に取り組む。

地域の魅力資源を生かして散策園路を特徴づける修景スポットや古刹や社寺等と一体の「市民の森づくり」を行う。修景スポットは、緑の散策ネットワークを特徴付ける地域資源や主要な交差点、橋のたもと等の空間特性に応じて景観木や散策用のサービス施設(ベンチや案内板)を配し、特徴づけや修景整備を図るもので、それぞれのできる空間特性に応じて、最適な修景を図り、記念写真を撮りたくなるような構図性を備えていくものとする。

修景スポットを個性的に演出する一方で、ネットワークとして緑や花が連続した印象となるよう、宿根草や球根類を中心に、畦の緑化修景に取り組む。スイセンやヒガンバナ、オキザリス、ハブランス等を植栽し、連続的なネットワークを形成していくものとする。

茶工場や公共性の高い施設や規模の大きい施設の緑化修景も地区を挙げて取り組もう。将来土地利用を踏まえた上で、風景や景観を楽しむ視点場を設定し、そこからの見え方を徐々に改善していくために地域の緑化修景に取り組もう。とりあえず見苦しい施設や土地利用は、目につかないように緑で遮蔽する。完全に見えなくする必要はなく、建物を緑で分節し、施設の見え隠れを演出するのが肝要である。



既存の民家の植栽。落葉樹と常緑樹をうまく使い分け植栽されている。



茶畑横の農協施設。農村環境の保全に一番理解あるはずの農協施設もほとんど緑化されていない。

○市民の森⇒広葉樹林化等を図りながら里山を保全・管理し、市民参加による育成・活用に努める。

- ・木立の森—御霊神社跡に植えられた既存の杉林を活かして、歴史を感じる大径木の育成を図り、美しい杉木立の森を整備する。
- ・四季の森—紅葉の名所の古刹大国寺は、一部境内でもある裏山を活かして昨年からの花の寺づくりを行っている。紅葉樹の林床や境内背後の斜面地を活かして秋の紅葉に加え、散策に適した四季の表情豊かな森づくりを行う。
- ・金山の森—ミニ公園と呼ばれる地で、黄鉄鉱を産した鉱山跡地の玄関に当たり、鉱山跡地と共に山間の谷筋を生かした、ツツジやツバキ等の花木の森づくりを行う。
- ・森林浴の森—水坂の谷筋で、既存の大きな檜が天空を覆う樹林地と緩斜面の谷筋を活かして、フィトンチッド効果の高い森林浴の森づくりを行う。
- ・雑木の森—史跡の経塚を保全するとともにランドマークである諏訪山の樹林地と活かして、昆虫等の多様な生き物が生息する雑木の森づくりを行う。昆虫ビオトープである。

○公園緑地⇒家屋等が立地する集落内に既存の緑地や樹林地を活かして、住民の憩いやレクリエーション等の日常利用に共する緑のオープンスペースを整備する。

- ・味間奥公園—接道確保が困難な既存の樹木畑等を活かして道の駅的な商業施設整備を予定している特定区域の裏手に商業的施設のオープンスペースであり、イベント時等には施設と一体的に利用可能な味間奥のシンボルとなる公園緑地を整備する。
- ・茶畑公園—茶の里会館とともにイベントや体験利用に共する既存の茶畑を生かしたカルチャーパークを整備する。
- ・水辺公園—小峠川の淵を活かしてホテル観察や沢蟹鳥等に共するミニ親水公園を整備する。

※住民みんなでイベントを計画し、日常的に維持管理(月1回程度)する。花壇等の設置も検討協議する。

○緑の修景スポット⇒道標や常夜灯、案内板等の設置と景観木等によりスポット的なシンボル○・山裾や集落の出入り口を特徴づけ、山辺散策の休息園地ともなる小広場や案内板等の設置と景観木等によるスポット的な小園地や景観的修景を図る。

表-11 緑の一里塚スポット修景イメージ一覧

ネットワーク	名称	修景施設イメージ(案)
源左衛門周遊路	北地蔵スポット	景観木シモクレンと北地蔵の謂れ案内
	眺望スポット	高城山への眺望視線の保全、散策道の道標、景観木コリノキ、眺望解説版(高城山と波多野家)
	樹木スポット	既存樹木を保存、丹波石景石
	モニュメントスポット	茶処の里解説版、ステンレスのモニュメント、景観木クスノキ、コリノキ並木
諏訪山周遊路	茶畑スポット	道標サイン、景観木サトザクラ
	温池スポット	生き物説明版、景観木シダレヤナギ、タムシバ、添景イロハモミジ、ユキヤナギ、修景灯籠
	二村スポット	二村神社と文保寺、秋の例祭解説版、木漏れ日の花木園地の案内板、修景灯籠
大国寺周遊路	稲木スポット	既存の稲木を保全継承、稲木の解説版、道標サイン、彼岸花捕植
	参道スポット	茶の里会館から参道が会う門地に道標サインと修景灯籠、根締めにつぶき、トクサ、スイセン等補植、景観木サルスベリ・ハクモクレン
	茶の里スポット	茶処の里の解説版、茶の製造工程案内版、味間奥マップ等、景観木ソメイヨシノ
畦道周遊路	畦畔スポット	道標サイン、小修景灯籠、カキノキの景観木、彼岸花、スイセン、ハブランサス等、補植
	沢蟹スポット	道標サイン、生き物説明版、景観木タチヤナギ、添景ネコヤナギ、マユミ、マンサク補植、
草花周遊路	小峠川スポット	小峠川紹介案内板、道標サイン、修景灯籠、景観木タチヤナギ
ホテル周遊路	水路スポット	道標サイン、景観木タムシバ
	山際スポット	道標サイン、砂防ダム解説、景観木アキニレ
	三叉スポット	道標サイン、散策路案内板、景観木センダン、ミニ花壇設置
金山遊歩道	鉱山スポット	鉱山跡記念碑、説明版、景観木サトザクラ、カツラ
住吉川遊歩道	景観スポット	道標サイン、遊歩道案内板、景観木メタセコイヤ
山野辺遊歩道	街角スポット	道標サイン、遊歩道案内板、景観木メタセコイヤ
	田地スポット	道標サイン、丹波石景石、景観木エゴノキ、添景ムラサキシキブ、ミツマタ
	白池スポット	道標サイン、生き物解説版、景観木ナンジャモンジャ
	山裾スポット	道標サイン、修景灯籠、景観木コブシ、添景マンサク、ムラサキシキブ、ウツギ
史跡の小径	満願寺スポット	道標サイン、灯籠石、万願寺跡解説版、景観木ナツツバキ
	波多野スポット	波多野秀治の墓を活かして整備。波多野家の解説版、道標サイン、景観低木、マンリョウ、センリョウ、カクレミノ
水辺の小径	神堂スポット	神堂橋の袂に整備。水辺の小径案内板、道標サイン、景観木シダレヤナギ又はトチノキ
茶畑の小径	池畔スポット	道標サイン、丹波石の景石、景観木ウリハダカエデ、添景マユミ
文保寺の小径	灯籠スポット	灯籠モニュメント、丹波石の景石、景観木ナツツバキ、ハナカイドウ

## ○近隣緑化協定の締結

共有する近隣住民の合意の基に樹種や生垣、シンボルツリー植栽など緑化や水やり等の維持管理に関するルールを協定化したい。住民の発意に基づく制度として挨拶や空地・細街路の遊び場利用、清掃やゴミステーションのルールなど、特徴的な合意事項を含めた弾力的な運用も可能である。例えば下記の項目を締結したい。

- 接道部を中心に前道からよく見えるように植栽すること。
- 花や生垣緑化を奨励すること。
- 年次ごとに色やテーマを定め協力して取り組むこと。

なお、法的な緑化協定は、事業者との一人者協定も可能であることから特定区域では開発業者との協定化により、緑化義務をより確実なものとする。ぜひ活用したい。同様な制度に建築協定があるが、建築協定は壁面後退等空地を創出するのに優れた制度であり、開発業者が面的な整備を行う場合は、一人者協定として緑化義務を伴う緑化協定と共にゆとりと緑化スペースを生み出す制度として締結するのが望ましい。ぜひ働きかけを行うべきといえる。

## ②家庭で日常的に楽しむガーデニングプラン

花苗をポットやプランター等で生育して楽しむ現在のガーデニングが、丹波地域にふさわしいかどうかといった議論もあるが、自ら楽しみながら、道行く人に見せることを意識した庭づくり等に象徴される個人空間の質を高めようとする動きは、農村環境の向上にプラスすると考えられる。

味間奥地区の家屋周りの生活空間は、農地の畦の畦畔木や菜園畠のカキノキ、クリノキ等と庭木が結びついて一体となった緑豊かな環境を構成している。散居状の農村家屋と源左衛門分の武家地に由来するため、戌亥蔵に門や塀を有する独立した家屋が多いが、農家の作業庭が徐々に鑑賞庭となるに従い、緑豊かな住環境が整っていったといえる。味間奥は、接道する道路が、限られているため、メインとなる道路とそれに接する玄関部がはっきりしており、主要な玄関となる接道部を中心に各家で緑化修景を図ることが基本となる。地区で取り組む道路端同様にできる限り地植えとし、玄関部は各自が楽しむ個性的な演出を図るものとしたい。

同時に、裏庭等の柿木や稲木が大切であり、これらをできる限り保全継承し、そうした樹木との調和した緑化修景を検討していく必要がある。また畑等の作物も、周囲からよくみられる敷地際や接道部には、積極的に花物(菜の花やダイコン、エンドウ等)や花卉を植栽してみられることを意識して育て、より四季感あるものとして、茶畑とのコントラストを演出するものとする。栗林等もできる限り荒れた印象とならないように必要な管理を行い、ツーリズムに向けてより来訪者を心地よく迎える生活環境を形成していく必要がある。



畦の上にプランター、地植えが望ましい。



コンクリート側溝横に木製の花壇。本当にきれいといえるのだろうか。

○裏と表のはっきりした味間奥地区特有の敷地基盤に基づいて接道する玄関部の緑化修景に取り組む

- ・接道街路からの見え方に配慮し、玄関部では、樹種や枝葉がわかるような近くから見ることになるため、四季感のある多様な植栽、樹種や葉色の変化、手すりや園芸資材の素材感等、趣味を活かしたきめ細やかな植栽を行う。
- ・農地沿いでは、農地越しに少し離れた所から目視される形となる。緑をめぐらし、施設の見え隠れを演出すること。
- ・駐車スペースも立派な前庭。駐車部全体を面として見せないように舗装部への植栽や自然石等を景石として取り入れ、平面の分節化を図る。
- ・玄関脇には新緑の美しい木や花木、実の生る木等のわが家のシンボルツリーの植栽を行う。



田園を彩るレンゲ畑



菜の花



スイトピーと近似のエンドウの花



文保寺の小径で増やしたいガクアジサイ



春を告げるタムシバ



春を彩る畦の草花



道路の路肩を推薦で集計した例  
(丹波市)

## 8. 推進体制と今後の運用について（計画の達成を担保するための処置）

本計画を推進し、目標を達成するため、丹波茶処の里「味間奥地区里づくり協議会」が発足した。里づくり協議会は、住民主体のまちづくりを実践するための組織であり、策定した地区整備計画に基づき地域で取り組みやすい組織体制としてすいく必要がある。

なお、本計画は、「篠山市緑豊かな里づくり条例」と兵庫県「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」の「計画整備地区」としての認定を受けることとなる。計画整備地区として認定されると、味間奥地区内の全ての開発行為、建築行為について篠山市への届出が必要になり、篠山市は、その開発や建築行為が味間奥地区整備計画に適合していない場合は、味間奥地区里づくり協議会の意見を聞いたうえで、開発者等に対して指導・助言を行うこととなる。その結果は里づくり協議会に報告される形となる。

### ① 味間奥地区里づくり協議会の活動展開

里づくり協議会は、策定した地区整備計画に基づき地域でまちづくりを実践していくための組織であり、土地利用や景観といった計画策定のための専門部会的な計画検討組織から、地域で実践し動きやすい推進体制組織とする必要がある。味間奥地区は、市街地のようにすぐに宅地化等が進行するとは思われず、地域環境の保全を基調にコミュニティを育むイベントや緑化修景等を中心に楽しみながら、力を合わせ実践する体制が望ましい。開発を待つのではなく、目標に向かってできることから主体的に地域で取り組む企画体制が機能的である。このため、まちづくりの基本的活動として①学ぶ、②情報発信、③イベント開催の三つの基本理念を掲げ明確とし、できることから取り組むものとする。本整備計画の意志や機運を風化させないためにも、メンバーの思いを確認し合い、常に情報発信し、味間奥地区の里づくり史として記録し組織として蓄積していく体制が求められる。その一ページが国勢調査と同年にに行った「風景カルタ2007」の取り組みである。今後もさらに発展した継続的取り組み展開が期待される。



ワークショップの協議風景



写真撮影ウォーキング（風景カルタ）



風景カルタの写真選定

なお、発足した土地利用部会は、計画策定後は、開発協議が想定されている工場施設についての対策部会として検討していくのが望ましいと考える。竣工までは数年かかるものと予想され、緑条例をはじめ工場立地法や県の大規模建築物等の審議対象にもなると思われることから、緑条例だけでなく様々な機関での検討協議内容の情報が集まるように関係者に協力を求める必要がある。同時に従来の工場のイメージにとらわれず、企業観光としても機能する施設として、様々な事例等を視察見学するなど、積極的な部会運営に期待したい。工場竣工後は、開発動向に合わせて、部会を見直すことも必要と思われ、開発が沈静化の方向であるならば、新たな部会へ発展解消していく必要がある。また、今年度企画部会で取り組んだ「風景カルタ2007」も、この成果を生かして様々な活用が期待される。カルタ大会や撮影ウォークで好評だった、地域資源を見て歩く散策会等の開催などが期待される。そうした企画や催し物毎に作成するマップや資料、写真等を蓄積していくこと、またウォーク等は、緑のネットワークの散策道整備にも関係してくる。計画的で効率のよい活動が期待され、本里づくり協議会の新しい動きや成果は、「大国寺と丹波茶まつり」等に集約される形で、祭り自体の活性化にも寄与するものにしたい。新しいイベントを増やすのではなく、従来のイベントを充実させたり、活性化させることを重視して欲しい。また、都会への情報発信として特にホームページの開設も近年中に期待したい。

### ② 里づくり計画（整備計画）の達成を担保するための処置

本計画は、「篠山市緑豊かな里づくり条例」の「里づくり計画」としての認定と兵庫県「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」の「計画整備地区」として認定を受ける形になります。これに基づき味間奥地区内の全ての開発行為、建築行為は、篠山市への届出を行うこととなり、開発者に対し本整備計画（里づくり計画）に基づく助言・指導が行なわれることとなります。届出等の手続き概要は、図-14の通りです。

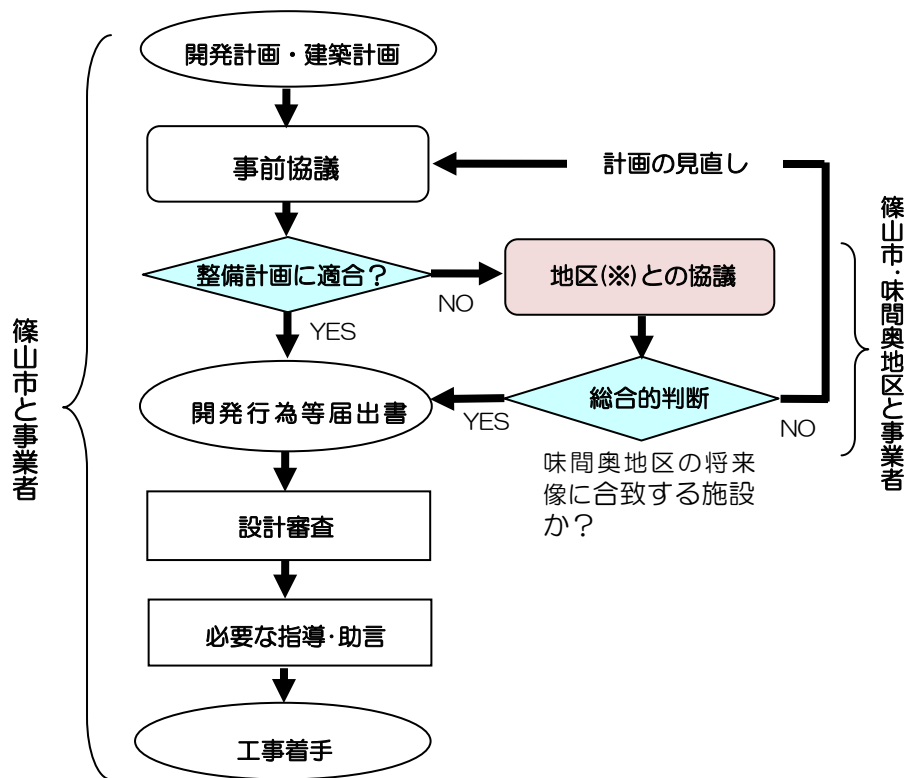


図-14 地区内において開発行為・建築行為を行う際の手続きフロー

※当フローは、「緑条例」と同条例に基づく「味間奥地区整備計画」で定められた必要手続きを示したものです。  
 ※開発・建築を行う際は、このほかに農振法、農地法、都市計画法、建築基準法、篠山市開発指導要綱などの関係他法令等に基づく手続きが必要です。





**丹波茶処「味間奥里づくりフラン」**  
**—味間奥地区土地利用基本計画—**  
**報告書**

(ワーキング：(有) 緑のまち研究所)

2008. 3.

丹波茶処 味間奥里づくり協議会